



# 報道発表

令和4年9月28日  
函館税関

## 密輸入事件を7件処分 — 令和4年上半期の函館税関における関税法違反事件の取締り状況 —

函館税関では、令和4年上半期(令和4年1月から同年6月まで)に管内の港湾等における不正薬物密輸入事件の摘発はありませんでしたが、他税関から事件引継\*1を受けて処分した件数は7件でした。

\*1 他税関管轄で摘発があった国際郵便物や商業貨物等に対する関税法違反犯則事件のうち、函館税関が管轄する住所地が名宛もしくは輸入者住所となる事件について、管轄外となる摘発税関から事件を引継いで当税関が調査するもの。

### <処分状況>

関税法違反事件に対して函館税関が行った犯則調査\*2の結果、令和4年上半期に処分(検察官への告発\*3又は税関長による通告処分\*4)した件数は7件(内訳:告発6件、通告1件)(前年同期比22%減)であり、前年同期に比べ処分件数は減少した。

処分の内訳は、告発した事件のうち、不正薬物事犯は4件(同 43%減)、知的財産侵害事犯は2件(同 全増)であり、通告した事件のうち、不正薬物事犯は1件(同 同数)、知的財産侵害事犯はなかった(同 全減)。

\*2 犯則調査:関税法違反犯則事件について、証拠を発見・収集し、犯則事実の有無及び犯則者を確定させるための手続きであり、告発又は通告処分を終局の目標として行う調査。

\*3 告 発:犯則調査の結果、その情状が懲役刑に相当するとき、又は以下に示す通告処分を履行する資力がない時等に、検察官に告発し、刑事手続に移行するもの。

\*4 通告処分:犯則調査の結果、その情状が罰金刑に相当するとき、税関長がその罰金に相当する金額の納付を求める行政処分。なお、犯則者がこれに応じないときは検察官に告発することになる。

### 【事例1】令和4年2月告発 函館税関調査部

アメリカ合衆国から秋田県由利本荘市宛てに到着した小包郵便物に隠匿して、**大麻である液状物約986.06グラム**を密輸入しようとした日本人女性1名を関税法違反で告発した。



### 【事例2】令和4年1月告発 釧路税関支署

ベトナム社会主義共和国から北海道河西郡中札内村宛てに到着した国際スピード郵便物に隠匿して、**商標権を侵害する靴68足**を密輸入しようとしたベトナム人男性1名を関税法違反で告発した。



税関は令和4年11月28日、150周年を迎えます。

【問合せ先】函館税関 税関広報広聴官

電話:0138-40-4218 メールアドレス:hkd-kohokocho@customs.go.jp



(資料) 函館税関管内における不正薬物摘発実績

種類	年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	前年同期比
					(1-6月)	(1-6月)	
覚醒剤	件	4	7	-	-	-	-
	g	3,132	9,321	9	-	-	-
大麻	件	3	9	6	2	2	-
	g	1	94	3,564	1,865	1,865	-
大麻草	件	2	3	2	-	-	-
	g	1	7	1	-	-	-
大麻樹脂等	件	1	6	4	2	2	-
	g	0	87	3,564	1,865	1,865	-
あへん	件	-	-	-	-	-	-
	g	-	-	-	-	-	-
麻薬	件	3	1	2	1	1	-
	g	5	0	4	2002	2002	-
	錠	163	-	9	-	-	-
ヘロイン	件	-	-	-	-	-	-
	g	-	-	-	-	-	-
コカイン	件	1	1	1	1	1	-
	g	2	0	4	2002	2002	-
MDMA等	件	1	-	-	-	-	-
	g	0	-	-	-	-	-
	錠	162	-	-	-	-	-
ケタミン	件	-	-	1	-	-	-
	g	0	-	0	-	-	-
その他麻薬	件	1	-	-	-	-	-
	g	3	-	-	-	-	-
	錠	1	-	9	-	-	-
向精神薬	件	-	-	-	-	-	-
	g	0	-	-	-	-	-
	錠	-	-	-	-	-	-
指定薬物	件	1	2	-	-	-	-
	g	12	34	-	-	-	-
合計	件	11	19	8	3	3	-
	g	3,151	9,449	3,577	3,867	3,867	-
	錠	163	-	9	-	-	-

- (注) 1. 令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ。  
 2. 税関が摘発した密輸入事犯のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。  
 3. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚せい剤原料の合計を示す。  
 4. 大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。  
 5. MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。  
 6. 端数処理のため数値が合わないことがある。  
 7. 摘発件数が「-」であるのに、押収量(g)に数字が記載されているのは、他の薬物において件数を計上していることを示す。  
 8. 数量の表記について、小数点以下四捨五入。「0」は0.5g未滿を示し、「-」とは全く無い場合を示す。  
 9. 令和3年、4年の数値は速報値である。

## 航空貨物・国際郵便物からの摘発が増加

－ 令和 4 年上半期の全国の税関における関税法違反事件の取締り状況 －

財務省は、令和 4 年上半期（令和 4 年 1 月から同年 6 月まで）に全国の税関が空港や港湾等において、不正薬物の密輸入その他の関税法違反事件を取り締まった実績をまとめましたのでお知らせします。

### 1. 不正薬物<sup>\*1</sup>

不正薬物全体の摘発件数は 509 件（前年同期比 22%増）、押収量<sup>\*2,3</sup>は約 606 kg（同 13%減）と、摘発件数は増加し、押収量は減少した。

\*1 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。

\*2 錠剤型薬物を除く。

\*3 重量等未確定につき含まれないものがある。以下、個々の押収量についても同様。

#### ● 覚醒剤

- ・摘発件数は 98 件（同約 2.7 倍）、押収量は約 156 kg（同 73%減）と、摘発件数は増加し、押収量は減少した。
- ・押収した覚醒剤は、薬物乱用者の通常使用量で約 521 万回分、末端価格にして約 92 億円に相当する。

#### ● 大麻

- ・大麻草の摘発件数は 29 件（同 52%減）、押収量は約 309 kg（同約 25 倍）と、摘発件数は減少し、押収量は増加した。
- ・大麻樹脂等（大麻リキッド等の大麻製品を含む。）の摘発件数は 50 件（同 17%減）、押収量は約 94kg（同 26%増）と、摘発件数は減少し、押収量は増加した。

#### ● 麻薬

- ・コカインの摘発件数は 10 件（同 9%減）、押収量は約 11 kg（同約 2.7 倍）と、摘発件数は減少し、押収量は増加した。
- ・MDMAの摘発件数は 40 件（同 8%増）と増加し、押収量は錠剤型が約 6 万 7 千錠（同 22%減）、その他の形状が約 6 kg（同 26%減）と、共に減少した。

#### ● 指定薬物

- ・指定薬物の摘発件数は 219 件（同 53%増）、押収量は約 11kg（同 19%増）と、共に増加した。

### 2. 金地金

摘発件数は 6 件（同 3 倍）、押収量は約 26kg（同約 6.3 倍）と、共に増加した。

### 3. 知的財産侵害物品等

商標権を侵害するバッグ等の知的財産侵害物品の密輸入事件を 6 件告発した。

その他、偽造郵便切手の密輸入事件を告発した。

〔問合せ先〕 財務省関税局調査課 代表 03-3581-4111（内線）5389

税関は令和 4 年 11 月 28 日、150 周年を迎えます。



水際で守る 日本の未来

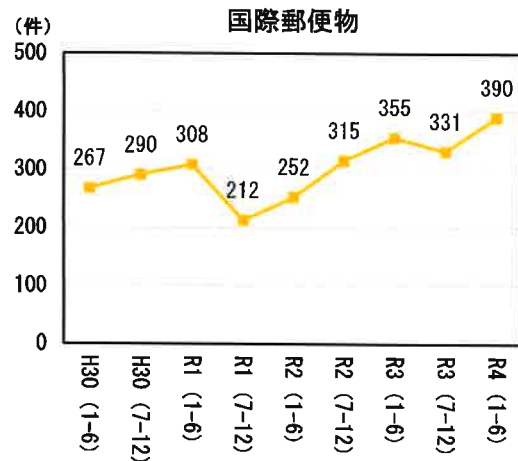
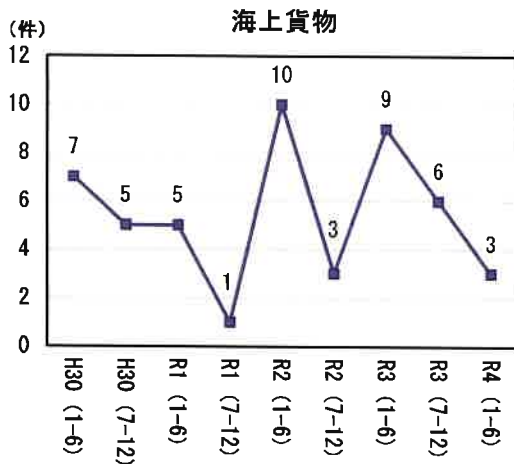
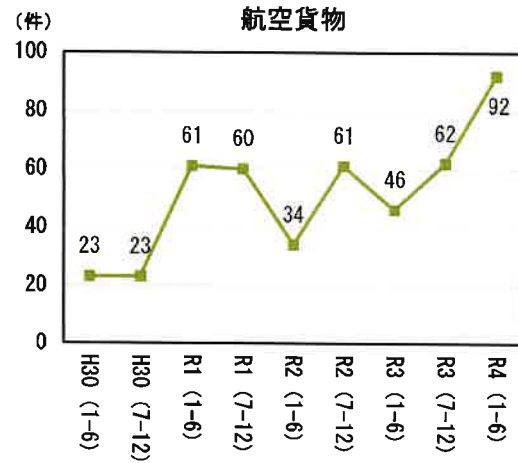
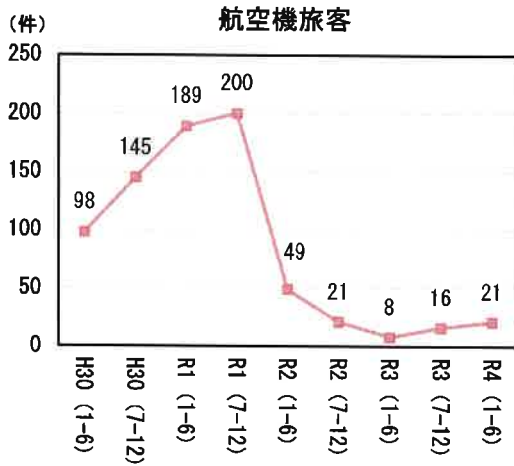
◆トピックス

～航空貨物・国際郵便物からの不正薬物摘発件数が増加～

本年上半期の航空貨物・国際郵便物の不正薬物摘発件数は、航空貨物が92件（前年同期比2倍）、国際郵便物が390件（前年同期比約10%増）となり、不正薬物全体の摘発件数の約9割を占めた。

不正薬物摘発件数の推移

（航空機旅客・商業貨物（航空・海上）・国際郵便物）



～通信販売などを利用して海外から医薬品を輸入する際はご注意を～

海外で「ダイエット薬」として販売されている薬をインターネットで購入し、日本国内に輸入しようとした際に、日本で規制されている成分が含まれていたことで税関に摘発されたという事例が相次いでいます。

海外で販売されている医薬品の中には、日本の法律で規制されている成分を含むものがあり、事前の手続きが必要な場合がありますので、医薬品を輸入する際にはあらかじめ税関の相談窓口や地方厚生局にご相談ください。





## ◆令和4年上半期の主要事例

### (1) 覚醒剤

#### 【事例1】

ベトナムから到着した国際郵便物（お茶の袋）に隠匿された**覚醒剤約1kg**を摘発した。  
（令和4年4月・東京税関）



#### 【事例2】

マレーシアから到着した航空貨物（コーヒー袋・乾燥剤）に隠匿された**覚醒剤約2kg**を摘発した。  
（令和4年5月・大阪税関）



### (2) 大麻

#### 【事例3】

アメリカから到着した航空貨物（レコードプレーヤー）に隠匿された**大麻成分を含有する固形物約8kg**を摘発した。  
（令和4年2月・東京税関）



#### 【事例4】

カナダから到着した航空貨物（ガラス製容器）に隠匿された**大麻リキッド約3kg**を摘発した。  
（令和4年5月・東京税関）



### (3) 麻薬・指定薬物

#### 【事例5】

ドイツから到着した国際郵便物（ナッツの袋等）に隠匿された**MDMA約2千錠**を摘発した。  
（令和4年1月、2月・横浜税関）



#### 【事例6】

台湾から到着した国際郵便物に隠匿された**指定薬物4本**を摘発した。  
（令和4年1月・東京税関等）



### (4) 知的財産侵害物品・偽造郵便切手

#### 【事例7】

中国から到着した国際郵便物により**商標権を侵害するバッグ等1,387点**を密輸入しようとした法人及びベトナム人2名を関税法違反で告発した。  
（令和4年6月・神戸税関）



#### 【事例8】

中国から到着した国際郵便物により**偽造郵便切手計42,500枚**を密輸入しようとした日本人1名を関税法違反で告発した。  
（令和4年4月・東京税関）



(資料1) 社会悪物品の摘発実績

種類	年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年			令和4年	前年同期比
						(1-6月)	(7-12月)	(1-6月)	
覚醒剤	件	169	425	72	95	37	58	98	265%
	kg	1,159	2,587	811	912	586	326	156	27%
大 麻	件	218	242	204	199	121	78	79	65%
	kg	156	82	126	153	87	66	403	463%
大麻草	件	128	110	86	94	61	33	29	48%
	kg	143	61	49	22	12	9	309	25.0倍
大麻樹脂等	件	90	132	118	105	60	45	50	83%
	kg	13	21	76	132	75	57	94	126%
麻薬	件	225	209	167	230	115	115	102	89%
	kg	161	656	822	51	16	36	35	221%
	千錠	32	61	90	130	87	44	68	78%
コカイン	件	58	52	27	34	11	23	10	91%
	kg	153	638	820	14	4	10	11	270%
MDMA等	件	59	67	74	81	37	44	40	108%
	kg	5	0	2	27	8	18	6	74%
千錠	件	32	61	90	127	86	41	67	78%
	kg	8	5	2	-	-	-	-	-
ヘロイン	kg	1	17	0	-	-	-	-	-
	件	100	85	64	115	67	48	52	78%
その他麻薬	kg	2	0	1	11	3	7	18	525%
	千錠	1	0	0	3	0	3	0	38%
向精神薬	件	38	6	2	6	2	4	11	550%
	kg	0	-	-	0	-	0	0	全増
	千錠	26	0	1	1	0	1	1	822%
あへん	件	-	-	-	1	-	1	-	-
	kg	-	-	-	4	-	4	-	-
指定薬物	件	221	165	300	302	143	159	219	153%
	kg	17	14	169	17	10	8	11	119%
合計	件	871	1,047	745	833	418	415	509	122%
	kg	1,493	3,339	1,928	1,138	699	439	606	87%
	千錠	58	61	91	132	87	45	69	79%
(参考) 使用回数	万回	4,427	10,957	5,530	3,237	2,054	1,183	721	35%
銃砲	件	8	-	3	1	-	1	2	全増
	丁	10	-	3	1	-	1	2	全増
うち拳銃	件	7	-	3	1	-	1	2	全増
	丁	9	-	3	1	-	1	2	全増
拳銃部品	件	1	-	-	1	1	0	2	200%
	点	1	-	-	1	1	0	4	400%

- (注) 1. 令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ。  
2. 税関が摘発した密輸事件のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。  
3. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。  
4. 大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。  
5. MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。  
6. (参考)使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。  
(覚醒剤：0.03g、大麻草：0.5g、大麻樹脂：0.1g、あへん：0.3g、ヘロイン：0.01g、コカイン：0.03g、MDMA等及び向精神薬：1錠)  
7. 端数処理のため数値が合わないことがある。  
8. 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。  
9. 令和3年、4年の数値は速報値である。



(資料2) 不正薬物の密輸形態別摘発件数

(件)

形態別	年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年		前年同期比	構成比	
						(1-6月)	(7-12月)			
航空機旅客による密輸		243	389	70	24	8	16	21	263%	4%
国際郵便物を利用した密輸		557	520	567	686	355	331	390	110%	77%
商業貨物を利用した密輸		58	127	108	123	55	68	95	173%	19%
航空貨物		46	121	95	108	46	62	92	200%	18%
海上貨物		12	6	13	15	9	6	3	33%	1%
船員等による密輸		13	11	-	-	-	-	3	全増	1%
合 計		871	1,047	745	833	418	415	509	122%	100%

(注) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

(資料3-1) 覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年		前年同期比	構成比	
						(1-6月)	(7-12月)			
航空機旅客による密輸		91	229	23	5	1	4	4	400%	4%
		160	427	54	35	0	35	13	36198倍	8%
国際郵便物を利用した密輸		52	85	23	33	14	19	45	321%	46%
		50	188	14	52	28	24	41	144%	26%
商業貨物を利用した密輸		23	109	26	57	22	35	49	223%	50%
		948	367	743	825	558	267	103	18%	66%
航空貨物		13	107	20	50	18	32	49	272%	50%
		22	325	103	199	87	112	103	118%	66%
海上貨物		10	2	6	7	4	3	-	全減	-
		926	43	639	626	471	156	-	全減	-
船員等による密輸		3	2	-	-	-	-	-	-	-
		0	1,605	-	-	-	-	-	-	-
合 計		169	425	72	95	37	58	98	265%	100%
		1,159	2,587	811	912	586	326	156	27%	100%

(注) 1. 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。  
2. 端数処理のため数値が合わないことがある。  
3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料3-2) 覚醒剤の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年		構成比	合計	
						(1-6月)	(7-12月)			
アジア		85	204	29	30	11	19	45	46%	393
		1,031	283	153	531	449	82	49	31%	2,046
タイ		18	87	7	7	2	5	7	7%	126
		174	87	120	13	9	4	7	4%	401
マレーシア		22	69	4	11	3	8	11	11%	117
		63	107	14	65	6	59	27	17%	276
中国(香港・マカオ含む)		11	4	4	3	2	1	-	-	22
		404	3	11	445	430	15	-	-	863
ベトナム		4	4	8	4	3	1	5	5%	25
		3	4	3	4	4	0	2	1%	16
中東		4	24	7	6	3	3	12	12%	53
		4	109	28	54	43	11	32	21%	227
アフリカ		7	19	5	8	1	7	12	12%	51
		54	70	259	28	10	18	23	15%	434
欧州		28	43	10	24	6	18	9	9%	114
		18	47	14	27	10	17	17	11%	123
北米		34	111	12	19	12	7	15	15%	191
		43	336	245	81	32	49	29	18%	733
米国		26	61	9	14	9	5	9	9%	119
		37	126	1	75	27	48	22	14%	261
カナダ		8	50	3	5	3	2	6	6%	72
		5	209	244	6	5	1	7	5%	472
中南米		9	22	9	8	4	4	5	5%	53
		9	138	111	192	42	150	7	4%	456
メキシコ		9	22	9	8	4	4	3	3%	51
		9	138	111	192	42	150	6	4%	456
オセアニア		-	-	-	-	-	-	-	-	0
不明		2	2	-	-	-	-	-	-	4
		0	1,605	-	-	-	-	-	-	1,605
合 計		169	425	72	95	37	58	98	100%	859
		1,159	2,587	811	912	586	326	156	100%	5,624

(注) 1. 端数処理のため数値が合わないことがある。  
2. 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記載している。  
3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料4-1) 大麻の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年		前年同期比	構成比
						(1-6月)	(7-12月)		
航空機旅客による密輸		49	60	21	6	1	5	11.0倍	14%
		92	28	0	10	3	7	0	12%
国際郵便物を利用した密輸		148	167	144	159	102	57	42%	54%
		45	49	77	80	40	40	20	52%
商業貨物を利用した密輸		19	11	39	34	18	16	25	139%
		19	5	48	63	45	19	382	856%
航空貨物		19	10	36	27	14	13	23	164%
		19	5	48	63	45	19	82	183%
海上貨物		-	1	3	7	4	3	2	50%
		-	0	0	0	0	0	301	15856.0倍
船員等による密輸		2	4	-	-	-	-	-	-
		0	0	-	-	-	-	-	-
合計		218	242	204	199	121	78	79	65%
		156	82	126	153	87	66	403	463%

(注) 1. 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、浮上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。  
2. 端数処理のため数値が含まないことがある。  
3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料4-2) 大麻草の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年		構成比	合計
						(1-6月)	(7-12月)		
アジア		20	11	15	7	6	1	5	17%
		6	0	38	7	5	2	5	2%
アフリカ		-	-	-	3	1	2	-	-
		-	-	-	2	0	2	-	-
欧州		33	29	21	30	20	10	8	28%
		3	1	3	1	0	0	1	0%
北米		70	66	50	52	32	20	14	48%
		133	61	8	12	7	6	303	98%
中南米		2	1	-	-	-	-	1	3%
		1	0	-	-	-	-	0	0%
中東		2	-	-	-	-	-	1	3%
		0	-	-	-	-	-	0	0%
オセアニア		1	1	-	2	2	-	-	-
		0	0	-	0	0	-	-	-
不明		-	2	-	-	-	-	-	-
		-	0	-	-	-	-	-	-
合計		128	110	86	94	61	33	29	100%
		143	61	49	22	12	9	309	100%

(注) 1. 端数処理のため数値が含まないことがある。  
2. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料4-3) 大麻樹脂等の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年		構成比	合計
						(1-6月)	(7-12月)		
アジア		6	13	1	3	2	1	3	6%
		0	9	0	0	0	0	7	7%
アフリカ		-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-
欧州		17	31	8	10	5	5	1	2%
		1	2	0	1	0	1	1	1%
北米		67	87	108	89	52	37	44	88%
		12	10	76	131	75	56	87	92%
米国		65	80	101	86	50	36	38	76%
		12	10	66	125	69	56	74	79%
中南米		-	1	-	-	-	-	-	-
		-	0	-	-	-	-	-	-
オセアニア		-	-	1	2	1	1	-	-
		-	-	0	0	0	0	-	-
不明		-	-	-	1	-	1	2	4%
		-	-	-	-	-	0	0	0%
合計		90	132	118	105	60	45	50	100%
		13	21	76	132	75	57	94	100%

(注) 1. 端数処理のため数値が含まないことがある。  
2. 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記載している。  
3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。



(資料5-1) 金地金の摘発実績

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4		
										(1-6)	(7-12)	(1-6)
摘発件数 (件)	12	119	465	811	1,347	1,086	61	51	5	2	3	6
押収量 (kg)	133	449	2,032	2,802	6,277	2,054	319	150	27	4	22	26

- (注) 1. 金地金には、金塊に加えて一部加工された金製品も含む。  
 2. 端数処理のため数値が合わないことがある。  
 3. 令和3年、4年の数値は速報値。

(資料5-2) 金地金の密輸形態別摘発実績 (R4上半期)

	摘発件数 (件)	押収量 (kg)
航空機旅客による密輸	-	-
航空貨物を利用した密輸	3	24
国際郵便物を利用した密輸	3	1
合 計	6	26

- (注) 1. 航空機旅客には航空機乗組員を含む。航空貨物には、航空での別送品を含む。  
 2. 端数処理のため数値が合わないことがある。  
 3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料5-3) 金地金の仕出地別摘発実績 (R4上半期)

	摘発件数 (件)	押収量 (kg)
台湾	3	1
韓国	-	-
香港	3	24
中国	-	-
合 計	6	26

- (注) 1. 端数処理のため数値が合わないことがある。  
 2. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。



● 150周年特設サイト

税関の150年のあゆみを分かりやすく紹介  
各税関のあゆみも詳しく紹介  
イベント情報の更新



← 税関HP特設サイトへ遷移

<https://www.customs.go.jp/zeikan/project/150kinen.htm>

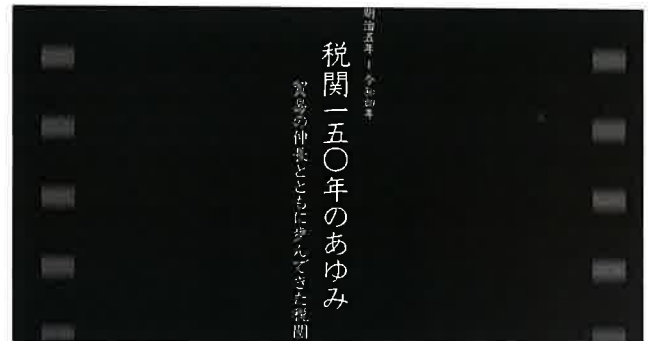
● 150周年記念動画

税関150年の歴史を写真で振り返ります  
世界の動きと共に税関も変化し続けてきました。



← Youtube150周年動画ページへ遷移

<https://www.youtube.com/watch?v=LiDqJ2A5BUY&t=32s>



Twitter  
[https://twitter.com/Custom\\_kun](https://twitter.com/Custom_kun)



税関クイズ

カスタム君日常



イベント周知



ボクがつぶやいているよ!

YouTube  
[https://www.youtube.com/channel/UCGwOloSt\\_ZinLDoluiLZYow](https://www.youtube.com/channel/UCGwOloSt_ZinLDoluiLZYow)



Facebook  
<https://ja-jp.facebook.com/Japan.Customs>

